

1 現状

- インターネットやSNSの利用が拡大する中、その匿名性や拡散性などから誹謗中傷による被害が発生している。
- 都としては、こうしたインターネット上の誹謗中傷への対応として、都民への普及啓発や国との調整等を行いながら、インターネット上の人権侵害の解消に向けた取組を進めている。

2 主な人権部の取組

- 被害を未然に防ぐ観点から、インターネット利用時のルールやマナーについて、啓発動画を作成し、SNSも活用して発信するとともに、区市町村へのリーフレットの配布や、人権プラザにおいても展示を行うなど、広く都民を対象とした普及啓発を実施
 - ・「差別発言、誹謗中傷」「なりすまし」「個人情報書き込み」の防止の3点をテーマとした啓発動画を作成（令和4年度）
- 被害にあわれた方への支援として、人権プラザにおいてインターネット上の人権侵害に関する相談窓口を設置し、弁護士による法的な助言等を行うとともに、人権侵害事件としての救済を希望する場合は東京法務局を案内するなど、適切な相談機関を紹介
 - ・「インターネットにおける人権侵害」に関するSNS（LINE）相談を開始（令和5年度）
- 総務省、法務省に対して、インターネット上の人権侵害等への対策強化について要望
 - ・プロバイダ等の賠償責任の免責等に関する要望内容の見直しを実施（令和4年度）

3 課題認識

- 令和3年中のインターネットを利用した人権侵害事件（全国計）は、1736件（前年度比3%増加）
- 令和4年に国が行った「人権擁護に関する世論調査」では、関心のある人権問題を問う設問で、「インターネット上の誹謗中傷などの人権侵害」が最も多く選択された（平成29年43.2%（2位）→令和4年53.0%）
 - ⇒ インターネット上の人権侵害は大幅な減少に至らず、関心が高まっている状況

◇ **現状を改善していくために、更なる取組が求められる状況であり、新たな啓発等に関する検討が必要**

